

平成24年度 第1回 木更津市農業振興地域整備促進協議会 会議録

1. 開催日時：平成25年3月26日（火） 午後2時00分から午後3時15分まで
2. 開催場所：木更津市役所 6階会議室
3. 出席者氏名：（協議会委員）別紙、名簿のとおり
（木更津市）服部副市長 （経済部）森経済部長、永野次長
（事務局）経済部農林水産課 石井課長、平野副課長、伊東主査、丸主査、高橋主査
4. 議事
 - （1）協議会委員の変更について
 - （2）市内の農用地の状況について
 - （3）長須賀地区の農振除外検討について
 - （4）その他
5. 会議の内容

平野副課長（司会）

皆様、本日は、お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので ただいまから平成24年度 第1回 木更津市農業振興地域整備促進協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めます農林水産課の平野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開催にあたりまして、服部副市長からご挨拶を申し上げます。

服部副市長（挨拶）

皆様、こんにちは。木更津市 副市長の服部でございます。

本来ですと、水越市長が参りまして、皆様に ご挨拶を申し上げるところでございますが、本日はあいにく千葉県の方へ出張しておりまして、出席ができませんので、代わりまして、私から ご挨拶を申し上げます。

本日は、年度末の大変お忙しい中を「木更津市農業振興地域整備促進協議会」にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

安藤会長を始め、委員の皆様には、日頃から 木更津市の農業行政はもとより、市政各般にわたりまして、多大なる ご尽力を賜っておりますことに、この場を お借りいたしまして、厚く 御礼申し上げます。

さて、我が国の農業は、担い手不足や高齢化、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷、また、放射性物質の影響などに加え、去る 15日に参加表明がされました、TPP問題など、いくつもの課題を抱えており、農業を取り巻く状況は、国内的にも、また、世界的な経済連携の枠組みの中においても、厳しさを増しているところでございます。

こうした中、国は、農業の競争力強化に向けて、「攻めの農林水産業」として、農作物の輸出拡大、新規就農者の確保、戸別所得補償に代わる、農家向け支援策の制度設計など、新たな農業政策を進めていこうとしております。

木更津市におきましても、農業を取り巻く環境の変化を踏まえた、新たな「木更津市 農業振興 総合計画」により、農業者の皆様や 農業者団体、関係機関にご協力を頂きながら、また、更には、地域や 市民の皆様と一体となって、様々な施策を 総合的、効果的に推進してまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、今後とも、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の協議会では、市内の農用地の状況や農振除外案件などについて、事務局よりご説明させていただきます。

委員の皆様には、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく、お願いいたします。

平野副課長（司会）

大変申し訳ございませんが、ここで、副市長は公務の都合により、退席をさせていただきます。

（副市長退席）

平野副課長（司会）

ここで、本日の協議会の会議でございますけれども、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づきまして、公開とさせていただきます。

なお、傍聴希望者は、ございませんでした。

それでは、ここで委員の皆様のご紹介ということで、本来であれば、お1人ずつご紹介させていただきたいところですが、時間の関係上、会議資料の10ページでございます委員名簿によりまして、代えさせていただきますと存じます。

なお、本日、木更津市農業協同組合 江澤 貞雄 委員、ぼうそう農業共済組合 山下 秀彌 委員、椿土地改良区 磯貝 清一 委員、木更津市酪農組合 小原 文雄 委員 の4名の方が欠席されております。また、君津農業事務所の五十嵐委員の代理といたしまして、吉岡次長が出席されております。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

まず、経済部長の森でございます。次に次長の永野でございます。次に農林水産課長の石井でございます。次に、農林水産課で農業振興地域に関します業務を担当しております高橋でございます。次に、農林水産課伊東でございます。最後に農林水産課の丸でございます。

以上よろしくお願いたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、議長につきましては、木更津市附属機関設置条例第6条第1項によりまして、会長が議長を務めることとなっております。

なお、昨年の協議会におきまして、会長には安藤委員が選出されておりますので、安藤会長に議長を務めていただくことといたします。それでは安藤会長、議長席の方へお願いたします。

安藤会長（議長）

ご指名にあずかりました、安藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。

農業振興地域整備計画は地域の経済あるいは農業基盤において非常に大事な計画になることですから、私いたしましても、できるだけ注意深く進めて参りたいと思っております。

どうぞ御協力よろしくお願いたします。

はじめに、本日の出席委員は定数17名中13名であり、過半数を超えておりますので、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

それでは、議題（1）「協議会委員の変更について」を議事に供します。事務局から説明をお願いします。

石井課長（事務局：挨拶及び概要説明）

農業振興地域整備促進協議会の開催にあたりまして皆様方におかれましては大変ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、昨年3月に、2年間の当協議会の委員をお願いしたところでございますが、人事異動により君津農業事務所長が変わっております。

新たに所長になられた五十嵐様には、先日、委嘱状の交付をさせていただきましたので、この場をお借りして、ご報告いたします。

以上です。

安藤会長（議長）

事務局からの議題（１）の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

（質疑応答） 特に無し

安藤会長（議長）

それでは、無いようなので、次に議題（２）「市内の農用地の状況について」を議事に供します。事務局から説明をお願いします。

高橋（事務局説明）

担当の高橋でございます。はじめに、皆様に、お配りいたしました会議資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日の資料につきましては

- ①表紙の次に次第があり、次の１pから始まり１０pの委員名簿までの会議資料
- ②農業振興地域農用地の除外について（コメリ）（１pから１９p）
- ③「上望陀地区水田活性化計画」（１pから８p）

となっております。以上３点、おそろいでしょうか。不足や落丁等があれば、お申し付けください。

資料の説明の際は、「どの資料の何ページをご覧ください」と、ご案内いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは議題（２）の「市内の農用地の状況について」ご説明させていただきます。

まず会議資料をご覧ください。１ページの（２）市内の農用地の状況についてから説明させていただきます。

農業振興地域整備計画につきましては、全体見直しということで、平成２２年度に終了いたしました。

本計画は概ね５年毎の農業振興地域整備計画の見直しということで法律に定められており、必要があれば見直しを行うとされております。本市におきましては、平成８年に見直しを行ったあとの見直しでしたが、平成２２年度で見直しを行っております。

その後の状況でございますが、資料２ページから３ページをご覧ください。こちらにつきましては、前回（平成２４年３月２２日開催）の本協議会で説明を申し上げております。新たな分といたしまして、４ページをご覧ください。

合計で４件、８，８３３．６３㎡の減、いずれも除外となっております。

内訳といたしましては、平成２４年３月締め切り案件で除外が２件、計６４１．６３㎡、久津間の専用住宅と牛込の携帯用通信基地局用地のための除外となっております。うち１件（携帯用通信基地局）は、農振法第１０条４項（公共性が特に高いと認められる事業に係る施設）による除外となり、通常の農振法第１３条第２項によるものではありません。

次に、平成２４年９月締め切り案件では、除外が２件で８，１９２．００㎡の減。下郡地区の道の駅等交流拠点施設、及び中島地区の物流基地用地に係る除外となっております。

なお詳細は、別添 資料記載のとおりです。

会議資料の５ページにつきましては、軽微変更の分となりますが、こちらについても、前回（平成２４年３月２２日開催）の本協議会においてご説明済みとなっております。

以上です。

安藤会長（議長）

事務局からの議題（２）の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

（質疑応答） 特に無し

安藤会長（議長）

それでは、無いようなので、次に議題（3）「長須賀地区の農振除外検討について」を議事に供します。事務局から説明をお願いします。

高橋（事務局説明）

（3）長須賀地区の農振除外検討について、ご説明いたします。

会議資料の6ページをご覧ください。

こちらに経過が記載してあります。前回（平成24年3月22日開催）の当進協議会において6ページ中ほどの平成24年3月まではご説明してあります。

それ以後の経過については、6ページの下半分の記載のとおりとなりますが、県庁農地課での打ち合わせを4回、事業者と市の関係課を交えた打ち合わせを3回、それぞれ実施しております。

資料の7ページにつきましては、農振除外要件5項目について掲載しております。これは、農振法第13条第2項に規定されているものですが、この要件全てを満たした場合に限り、除外が可能となります。

事業の詳細につきましては、別添 資料「農業振興地域農用地の除外について」をご覧ください。

前回協議会での説明と、一部重複する部分もございますが、現時点での最新版としてご説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。

事業計画地の概要といたしまして、計画地は、木更津市長須賀字沖ノ谷1859番ほか87筆。全体面積約69,000㎡。うち農振農用地は50,289㎡、農用地外が11,600.46㎡となっております。

1ページから5ページにかけて、農振法第13条第2項に規定する除外要件の適合性のうち、第1号の「代替性」について検討を行っております。

2ページの初めにありますが、優先順位として、まず、市街化調整区域の中で検討します。次に農用地以外の市街化調整区域、最終的に市街化調整区域の農用地という順番で検討をしております。

そのあとの、優先順位1、2番について、合計で8箇所、検討地を抽出いたしまして、検討をしております。それぞれの候補地が適当でない理由を箇条書きで記載してあります。代替地のそれぞれの位置については、資料の17、18、19ページに「代替地検討図」1/3から3/3として掲載してございます。

次に、5ページをご覧ください。

中ほどで、第2号の「効率的かつ総合的な農業上の支障」について、その下に、第3号の「農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障がないこと」について、それぞれ検討を行っております。

次に6ページをご覧ください。

ここでは、第4号の「土地改良施設の機能に支障がないこと」について、及び、第5号の「土地改良後8年を経過しているもの」について検討しております。

以上の検討の結果、農振法第13条第2項に規定する、農振除外5要件については、ほぼ満たしているものと考えますが、今後、関係各団体への意見照会や国との協議の中で、さらに精査してまいりたいと考えています。

次に7ページをご覧ください。

事業計画地の位置図として、中ほどに、赤い線で囲ってある部分、すぐ左側が国道16号バイパスとなります。

次の8ページをご覧ください。

ここでは、土地利用計画図を掲載してあります。計画地北側（上側）に店舗、南側（下側）に駐車場という配置になっています。

次に、9ページから11ページに、「規模の必要性」として、それぞれの施設等の面積算定根拠を掲載しております。

さらに、「地域農業の振興への寄与について」、13ページ、14ページにかけて3点ほどコメリ様からご提案をいただいております。一つは契約栽培について、14ページになりますが、いまひとつは農家の相談窓口として、また3つ目といたしまして、農産物の販売についてという農業振興への寄与についての提案をいただいております。このことにつきましては、現在策定を進めております「木更津市農業振興総合計画」にも活かして行き

たいと考えております。

次に15ページをご覧ください。

本事業計画地は、第1種農地という扱いになります。よって、原則転用禁止になっております。その中で、例外規定を適用させるため、「地元農業従事者の雇用について」ということで、同じくコメリ様からご提案をいただいております。最後の16ページにつきましては、一番上に今回計画のコメリパワー木更津店と他に6箇所、店舗規模などの比較表について、参考として掲載させていただいております。

事業計画の説明につきましては、以上となります。

今後の予定といたしましては、事業者と関係課で協議し事業計画の精査等を行うとともに、県の担当者とともに国（関東農政局）へ事前調整をおこなって行きたいと考えております。

なお、本案件は、4haを超える国協議案件ですので、国との事前調整がある程度まとまったところで、皆様にお集まりいただき、農振計画の重要変更について、再度、ご審議いただきたいと考えております。

以上です。

安藤会長（議長）

事務局からの議題（3）の説明が終わりましたが、質問等ありましたらお願いいたします。

國吉委員

私のほうから、3点ほどお伺いしたいと思います。

まず、農業振興地域農用地の除外についてという資料の5ページに第2号として、店舗配置は敷地北側としているため、日照・通風等の農地への影響はないと考える。ということですが、図面を見ると建物の北側には一部農地があるのではないかと思います。それに関しては、農地への影響はないと考えるということですが、どう思っているか。

2点目なんですけれども、6ページの第4号に、2行目ですね、悪影響が無いようにします。

具体的に「悪影響」とはどんなものなのか？

そして3点目は、4号の真ん中なんですけれども、雨水排水は駐車場に調整池を設置しということで、調整池が2,900㎡という形になっているわけなんですけれども、では何ミリの雨が降った場合に、この調整池が役に立って、逆に言えば、何ミリ以上の雨が降った場合には、この調整池が満杯になってあふれてしまうのか、そういった数字はお持ちでしょうか。その3点ですが、分かっていたら教えてください。

高橋（事務局）

ただいまご質問いただきました、まず1点目でございますが、日照・通風等の農地への影響はないかについてお答えいたします。

農振農用地ではありませんが、北側に農地があります。

立面図がついてございませんので、申し訳ありませんが、北側の建物高さは約8mを想定しております。隣地との離れは今後地区計画による協議にもよりますが、道路幅員は6mそれに加えて、壁面後退は2m程度と考えますと8m程度となり、建物高さ分の離れは確保出来るので、日照の影響、また、通風についても影響は「少ない」と考えますが、今後の建物高さ、建物壁面後退等についても検討してまいります。

次に2点目、悪影響についてでございますが、具体的には、水路構造物に荷重を掛け、構造的に不具合を起こさせること。水路に濁水を流すこと。水路の水質を汚すこと。を悪影響として想定しております。

その対策といたしまして、6ページに記載のあるような対策を講じてまいりたいと考えます。

3点目の調整池についてでございますが、千葉県基準の雨量として30年に一度降るような豪雨を対象にしており、1時間に60ミリ程度の雨を想定しております。調整池の設計数値としては1haあたり1,300㎡で、事業計画地が7haですので約9,100㎡、面積では約2,900㎡となっております。

以上です。

安藤会長（議長）

他に質問等ありますか。

鈴木（修一郎）委員

この敷地の駐車場の数、台数のスペースから見ると、出入りは、ほとんど国道からということで、この住宅地の方は、境の方に3m道路が農道だと思うんですけども、この道を通って農地で耕作している人の妨げにはならないでしょうか。

高橋（事務局）

想定といたしまして、駐車場への出入りは、8ページの土地利用計画図をご覧いただきたいと思います。出入りにつきましては、国道16号バイパスの内側には一方通行の道がありますので、下の予定都市計画道路がありますが、出入りはおもにそちらからするようになります。周囲を通る3mの道路については、農地に入出入りする車両等に影響がないように想定しています。

吉崎委員

7ページの図面に赤で囲ってありますけれども、この北側の部分に農地がありますね、白くなった部分、それについてはどのような考え方をしているのか、お聞きしたいんですけども。

高橋（事務局）

北側に一部白地ではありますが農地が残ってしましますが、現在の使い方そのままを想定しています。分断はされてしましますが、今の状況で営農を続けていただくことを考えております。

吉崎委員

そうすると、3m道路の右側の住宅地の部分が、今、用水路として使っている場所なんですよ。地元なんですけれども、3m道路って書いてありますよね、そこが小櫃堰からの水路が行っているわけですよ。そうすると、そこを残すとしたら非常に不便になるというか、そういう風に思っています。そこらへんを考慮して、残りが多分30けんというか、一反部分が残ることになると思うんですが、もしできれば、一緒に解除したらどうかと思います。

高橋（事務局）

農振除外のための事業計画ということで、必要最小限の規模での除外を計画しているため、こちらの赤枠で示した範囲となっておりますが、委員がおっしゃったように、一部残っても問題が出そうな部分につきましては、今後、コメリの方と協議して、事業計画に取り込んでいけるのかどうかについても協議してまいりたいと考えます。

鈴木（勇）委員

関連でお伺いしたいんですけども、8ページのところで、現在、ラーメン山岡屋さんあるいはローソン、そのとなり、3.5mくらいの農道が歩通行にあると思います。その農道のところに隣接して予定都市計画道路が何メートルくらいになるのか分かりませんが、農道と一緒に都市計画道路も含めて道路にするんですか。

農道を含めて都市計画道路に拡幅して作ると思いますけれども、その場合、ここによる壁というか土留めのようなものは作る計画ですか。当然作ると思いますが、そうするとここにU字溝がずーっと入っているんですよ。反対側は田んぼでございますので、こちらの方の用水の利用はどうなりますか。切り回しでこちらに作らないといけないと思うんですが。

森部長（事務局）

予定都市計画道路のことだと思うんですが、この予定都市計画道路の真ん中に1点鎖線で書かれているものがコメリの事業計画区域となります。これは、今現在の農道の幅ということで解釈していただければよいと思います。

それで、コメリ側の方でこの開発と合わせて、この都市計画道路を1点鎖線のところまで広げます。合わせてその下の部分の、都市計画道路的には12mだったと思うんですが、そこまでの区域は、コメリの進捗状況と合わせて市が用地買収をして、どういった整備方針を採るのか、いろいろ方法はあると思いますが、一応コメリの終点までのところは市と合わせて整備する予定でおります。

従いまして、この間については、都市計画道路としては整備されるということで、解釈していただければよいと思います。その具体的な整備方針、いわゆる用水のU字溝だとか、そういったものについてはまだ具体的な設計に入っておりませんので、具体的なお話は分かりませんが、一応こういった整備方法でやっていただけるということになっております。

鈴木（隆）委員

いま、コメリがあちこちありますよね。それでなおかつ、ここにコメリを作るということは、他は閉めてしまうとか、そういうことで計画を進めているんですか。

高橋（事務局）

今回計画されているコメリにつきましては、コメリパワー店ということで、今現在、市内では請西、近くでは袖ヶ浦市横田にハードアンドグリーンというコメリのお店がありますけれども、そちらよりも規模が大きな流通拠点を兼ねた大規模店を今回事業計画で設置しようと考えておりまして、既存店舗には、こちらを拠点にして配送するというイメージで計画されております。

安藤会長（議長）

その他、ございませんか。

山口委員

都市計画道路のところから出入りするんですよね。そうすると農道に行くのにやっぱりこの都市計画道路を使うんですよ。一番東側のところ。支障は出ないんですかね。多分トラクターとかコンバインとか田植え機がそこを通るのに、乗用車やトラックと同じ道を走るようになるだけけれども。それでここ、用水路の脇ですよ。こちら側に6mあるだけけれども、そこも車通るんですよね。普通の車、農道じゃなくて、そうするとまったく影響でないとは思えないだけけれども、その辺はどうなんですか。

石井課長（事務局）

8ページの図面で見ただけだと、一番下のところ、予定都市計画道路となっておりますが、確かにご指摘のとおりですね、出入り口ということで通行となりますと、農作業車（トラクターとかコンバイン）というものの通行の妨げになるのではないかとご指摘でございますが、今のところ、出入り口のこの斜線の部分のところでストップという状態になりますので、接続道とすると、既存の農道のところに接続する形になります。

確かにご指摘のとおり出入り口車両ですから、通行の妨げになる可能性はありますので、その辺につきましては、今後、開発の中でどういう調整が図れるかということを検討してまいりたいと思います。

吉崎委員

そのところ、用水路も排水路もありますよね。あの水は、その後、南長須賀の方へ流れているんですよ。

鈴木（勇）委員

あそこは、清見台の水が全部あそこへ流れているんですよ。農業の用水ばかりじゃなく。

長須賀の幹線、清見台から小櫃堰のほうへ流れてくる。

ここには、自動車1台くらい通る側道が、全部住宅地の方に、イシイセレモニーに出るところまで全部つながっているんですよ。その脇に、住宅地まで幹線汚水はございませんけれども、その前の角のところまで幹線の用水路があるんですけども、その点についてですね。

吉崎委員

そのところ、大排水と東側へ行くのと2つに分かれているんですよ。そこらへんが非常に心配なんですけれども。

鈴木（勇）委員

また進捗状況に応じて改良区とのまた隣接するところの用排水の問題もあるし、いろいろ話し合ってくれるんじゃないですか。

平野副課長（事務局）

それは、当然、行ってまいります。

森部長（事務局）

今のご質問、真ん中の、いわゆる既存水路がございます。大排水路になっておりますけれども、この右側の方へ行くと宅地って書いてあるこれが、浅間団地。水門の所に橋があるところまでが一応区域のような形になります。これで行くと道路のような形になっている。それがボックスでいいかというのは今後議論がありますけれども、これを道路としては上ものを使用するという計画になっております。

鈴木（勇）委員

水門があるでしょ。そこがね、排水路と用水と2つに分かれているんですよ。

住宅地の方へ行くのと、バイパスに入るのとあって、水門で調整しているんですよ。

森部長（事務局）

そのへんの取り合いはこの計画の中には入っておりません。というのは、まだそこまで詳細に検討されておられません。今回除外するに当たってのいわゆる5項目の整理をしたということでございますので、また今後、先ほどいった出入りも含めた形で、道路の形態だとか、そういったものの詳細設計を組んでいく中で、関係機関とまた調整していかねばならない項目がたくさんあります。今後調整されるということでお願いします。

鈴木（勇）委員

さっき山口さんが行っていた、都市計画道路に隣接する農道についても、農耕車の問題、今、袖ヶ浦駅の海側の方でも、その問題をやっているんですけど、隣接している隣が農振地域になっていますので、農道は農道で確保していただいて、用水路も全部整備していただいているんですよ。そうでないと耕作者にえらく迷惑がかかる。この都市計画道路の中を農耕車が走るわけにはいかないと思うんですよ。交通のいろんな問題で、その辺を検討していただくといいのではないかなと思います。

森部長（事務局）

おっしゃるとおりですね。都市計画道路を整備した中で、その上にトラクターが走っているというのは、別に走れるんですけども、いわゆる交通に支障をきたすというのは、これはおっしゃるとおりだと思います。ここでいう駐車場の出入りだとか、そういったものも含めて、今後またいろいろ、今いった専用道路も必要なのかも含めてですね、調整をさせていただきたいと思います。

安藤会長（議長）

その他、ございませんか。

鈴木（修一郎）委員

この調整池の周り、非常に平坦だと思うんですね。1時間当たり60ミリ相当の雨が降ったときの対応の調整池だということなんですけれども、今の排水には、流量というのがあると思うんですが、この流量を流したときに、この排水路で対応できる大きさなのか。それとも、そういうものも、また今後の進捗によって検討ということになっているのか。

森部長（事務局）

基本的な調整池の大きさの考え方でございますけれども、今現在これが開発される前は、既存の水路で流れている。オーバーフローせずに流れている。開発したために、それがオーバーフローしては困るわけです。その困る分のオーバーフローする分を調整池としてそこへためておきます。それで、水路があふれない程度に調整池にためながら少しずつ、既存の水路へ流していきましょうという理屈で調整池が作られておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

その調整池の大きさを考えるときに、さっき担当が言ったように、30年にいっぺん降る雨の確率、いろいろ、100年だとか50年だとかありますけれども、開発審査の中では、30年確率の雨の量を、考えられる量を大きさにしてくださいというのが、都市計画法の開発行為の方で決められておりますから、その量をためて、なおかつ流す分の大きさは、既存で飲み込める量をそこから吐き出しますという理屈で調整池は考えられております。

鈴木（修一郎）委員

ただ、今までの農地の場合は、自然浸透の分もありますから、それが一気にここへということになると、そこらへんもかなり量的に違ってくるんじゃないかなと。

森部長（事務局）

おっしゃるとおりですね。その分を含めた形ですね、ま、これは理屈というか計算上の話ですけども、いわゆる農地ですと入水があつてあるいは浸透する分もある、それが舗装になるとストレートに流れてくるという分があります。それを全部、計算上ため込んで、下流の水路に影響を与えない量をそこから放流するというのが調整池の役目になるかと思えます。

鈴木（勇）委員

小櫃堰管轄でありますので、いろいろ述べさせてもらいますけれども、2,800㎡の調整池、その右側の赤い線、これ、用水路なんですけれども、排水路ではなく幹線、用水路だと思うんですよ。そうするとこの、2,800㎡の調整池にたまった汚水はどこに流すんですか。恐らく浄化槽でもってここに、調整池に持ってくると思いますが、この調整池にたまった汚水は、汚水という言葉は申し訳ないけれども、どこに流していただけますか。

森部長（事務局）

基本的にはこの真ん中の大排水路のほうに流れていく計画だと思います。一番右側の3m道路と書いてあるこの区域境い近辺に用水があるんですね。真ん中の交差点で水を振り分けている。構造も、調整池との絡みの関係も、詳細設計が決まっていますので。そういった大事な用水は、一回調整池に入れてまた出すという話ではなくて、それはそれ別ルートでまたきちっとした形で整備されていくという解釈でおります。

安藤会長（議長）

その他、ございませんか。

全体を通してのご意見等がありましたら、お願いします。

山口委員

農振区域、これ除外しますよね。これと同じような面積を新たなところに農振区域を設けるんですか。

森部長（事務局）

先ほど担当の方からご説明させていただいたんですけども、まず今のご質問にお答えする前にですね、少々厚めのペーパー、農業振興地域農用地の除外についてという資料の、それぞれの第1号、2号、3号、4号、5号という説明をさせていただいたんですけども、これというのは、もう皆さんご存知だとは思いますが、薄いほうの会議資料の7ページに農振除外要件5項目についてというのが一番左上に書かれていると思うんですが、この5項目を整理したのが、先ほど担当がご説明した第1号、2号、3号、4号、5号です。これがその内容それぞれです。それで、必然的にこの分が減ったら、他に増やすというのが一般的な国の許可を受ける上での注文がつけられるところなんです。そういったところで、他にございませんよという整理をさせてもらったのが、いわゆる1号、2号、3号、4号、5号という一つの項目になると思います。そういう意味では、いわゆる、なんでここじゃなきゃ駄目なんですかという、前提の整理から含めて整理させてもらったのがこの5項目ということで、ご理解いただければと思います。

山口委員

では、特に増やすわけではないと。

森部長（事務局）

これをここに立地するに当たって、われわれ農業サイドとしては、農振農用地が減るのは困るわけですが、農業振興を図る上で、しかし、これが立地することで、逆に今の農業振興に逆に図れるんですよということもあって、これは農業サイドではなく、市として、いわゆるこういった商業施設を建てていこうという施策の元でわれわれも一緒に動いているということでございます。

山口委員

この間、八幡台の公民館でやった時に、ある方が農振の区域にしてほしいという話をしてましたよね。そういうところを指定してあげるような状況にはならないんですか。

高橋（事務局）

農振の方の区域設定なんですけれども、要件があります。緩和されて、従前ですと20ha以上のまとまりのある農地、また、基盤整備が入ったところですが、そちらを指定、農用地に含めることができるというのがあります。

平成21年の法改正を受けて、編入要件が10ha以上ということで、緩和されております。

農用地への編入につきましては、ここで申し上げるのは心苦しいのですが、除外の希望はかなりあるんですが、編入の希望は、あまり積極的に出てこないところがあります。先ほど平成22年に全体見直しがありまして、次回、予定としては5年ごとなので、平成27年度にまた、見直しを行う予定でございますけれども、そういったタイミングで10ha以上まとまっているところがありましたら、どんどん手を上げていただいて、地元説明会などを行いながら、編入に向けて動きたいと考えます。

山口委員

ということは次の、5年後の見直しのときに考えるということですか。そういうことになると、だいたい会議もいつも直前で、考える余地の無い期間が非常に多いんですよ。その辺を踏まえて、相当前に話をしてこないと、正直な話、いわれた、じゃまとめようかってどこもできない。農家の人は、今日話して、すぐにどうこうすると

はならない。2～3年はかかることもあるので、早目に、ホームページとかは駄目、わからないんだから。広報なりそういうところできちんとやってもらわないと。よろしくお願いします。

鈴木（勇）委員

小櫃堰の要望ということでございますけれども、いろいろ説明がありまして、今後この4haについては、国、県と事前協議をしていくということで進んでいくと思います。堰といたしましては4haこれは撤廃しなくちゃいけない清算しなくちゃいけない土地でありますけれども、その隣ですね、また切り回し行為とかそういうことがたくさん出てくると思います。その時は事前に改良区と相談して、また君津農業事務所とも相談しながら、いい方法で切り回し行為等を行って行きたいと思います。それに伴いまして、ここの17ページにございます、コメりに隣接した都市計画道路、12mですか、この道路は恐らく袖ヶ浦市の平成道路とつながるのではないかと思います。4市の中で袖ヶ浦市、木更津市って言うと、一番密接な関係のある両市ですので、ひとつ協力していただいて、地域住民のためにコメリができるとともに、この道路をつなげていただければ、一番いいのではないかなと、そんなふうに思いますので、また是非コメリがいろいろ事前協議が終わった中で許可が下りることを望んでおりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

安藤会長（議長）

他にございませんか。

それでは、無いようなので、事務局から、何かございますか。

平野副課長（事務局）

はい。議長。

その他といたしまして、私のほうから、お手元でございます「上望陀地区水田活性化計画」の目標達成状況に関します評価ということで、ご説明させていただきたいと思います。

この説明に入ります前に、議題（2）で説明させていただきました市内農用地の状況についてということの中でですね、説明をさせていただくのに、位置図等がございませんで大変申し訳ありませんでした。分かりにくかったことと思います。4ページの重要変更案件に係る位置図を後ほど配布させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私の方の説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料をご覧くださいと思いますが、この上望陀地区の水田活性化計画につきましては、中郷地区でございます農事組合法人 上望陀が平成22年度に新規需要米生産製造連携関連施設整備事業の補助金を得まして、米粉の製粉の施設等の整備を行いました際に農山漁村活性化法に基づきまして、市が策定いたしました計画でございます。

この計画につきましては、農林水産省の関東農政局に提出をしております、また、本市のホームページにも掲載しております、閲覧をいただける状況になっております。

農事組合法人上望陀が、平成22年度に行ないました整備事業でございますけれども、全体事業費3,732万円で、このうち国から農山漁村活性化プロジェクト支援整備交付金を1,866万円、補助されております。

それではお手元資料の2ページをご覧ください。

こちらの活性化計画の概要でございますけれども、計画期間が平成22年度から26年度までの5か年の計画となっております。上望陀地区におきましては、水田が地域の7割を占め、水稻生産が農業生産の中心となっております。しかしながら、近年農業者の高齢化や米価下落による農業所得の減少によりまして、水稻生産農家の戸数が減少してきております。また、米の生産調整等により、水稻の作付面積も減少してございまして、耕作放棄地も増加傾向でありますところから、担い手の育成や、生産調整を達成していく中での所得の安定化を図ることによりまして地域の活性化を図っていくことを目標として掲げております。

具体的には、平成26年度を目標年度といたしまして、認定農業者数を8名、なおかつ認定農業者が行っております水稲の作付面積を22ha以上とすることを最終目標としております。

目標達成のための今後の展開方向でございますが、新規需要米による転作の推進と、米粉パン等の米粉を使った商品開発を進めてまいりたいと考えております。

米粉パンの給食拡大や、市内の製パン業者あるいは和菓子店等への普及を図りまして、地産地消を進めてまいりまして、水田経営の活性化、農家所得の向上、担い手育成を図ってまいる考えでございます。

次に、7ページをご覧ください。活性化計画の目標の達成状況の評価等についてでございますけれども、本計画は地域農産物である米の消費拡大により、農業の振興と地域の活性化を図ることを目標に掲げ、目標達成状況の評価の指標といたしまして、認定農業者の規模を目安とすることとしております。21年度の数値を基礎に、毎年度の認定農家数と認定農家による水稲の作付状況を比較し、計画最終年度の翌年であります平成27年度に最終評価を行うこととしております。

なお、評価につきましては、市の附属機関設置条例に基づきまして組織されております本協議会におきまして、検証を行うとともに結果を公表することとしております。

それでは、8ページをご覧ください。

本年度は、計画の3年目となっております。

平成21年度と比較いたしますと、認定農業者数は8名と変わっておりませんが、水稲の作付面積につきましては26.1haで、6.9haの増となっております。また、23年度と比較いたしましても、水稲の作付面積では2.6haの増となっております。

認定農業者数につきましては、現状維持で推移しておりますが、水稲の作付面積につきましては確実に増加している状況でございます。

説明につきましては以上でございます。

安藤会長（議長）

他にございませんか。

それでは、以上で本日の議事等がすべて終了しましたので、これをもちまして本日の協議会の議長を降ろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

平野副課長（司会）

委員の皆様には、長時間にわたり、ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、平成24年度 第1回木更津市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以 上